

## 民営化事例の把握

### (1) 民営化手法の実施状況

民営化手法				実施状況
供給設備 製造施設 営業権の売却	事業譲渡 方式	契 約 方 法 ※	競争契約	中津市、山形県
			随意契約	西川町、篠山市、城崎町、佐賀市、 能代市、天理市、秋田市、三木市、 千歳市
			随意契約 (プロポーザル方式)	公募型 指名型
組織の民営化	株式会社化方式		実績なし	
	地方独立行政法人		実績なし	
事業の民間委託	フランチャイズ方式		実績なし	
	業務委託運営方式		実績なし	

#### ※契約方法概要

【競争契約】 入札などの方法で多数者を競争させ、最も有利な内容をもつ者を相手方として結ぶ契約方法。一般競争契約と指名競争契約とがある。

【随意契約】 入札などの競争の方法によらず、適当と思われる相手方と結ぶ契約方法。  
(プロポーザル方式)

技術力や経験、プロジェクトに望む体制など含めた提案により、公正に評価して決定し締結する。公募型とプロジェクトの内容に適した者を指名して提案を募る指名型がある。

(2) 事業譲渡方式による譲渡先

区分		主な譲渡先
既存都市ガス会社 ( <u>大手都市ガス会社</u> ・近隣都市ガス会社)		<u>東京ガス</u> (株)、 <u>大阪ガス</u> (株)、北海道ガス(株)、東部ガス(株) 北陸ガス(株)、蒲原ガス(株)、千葉ガス(株)、越後天然ガス(株)
既存プロパンガス会社		伊藤忠エネクス(株)、伊丹産業(株)
新設都市ガス会社 ※	既存都市ガス会社主体 (大手都市ガス会社)	豊岡エネルギー・篠山都市ガス (大阪ガスグループ) 長野都市ガス (東京ガスグループ)
	エネルギー関係会社主体 (プロパン、資源開発会社他)	佐賀ガス(株)、のしろエネルギーサービス(株)、 庄内中部ガス(株)、白根ガス(株)

※新設都市ガス会社概要 (平成 15 年以降設立分)

譲渡年月	新設都市ガス会社名	概要
H15・4	佐賀ガス(株) (佐賀県佐賀市)	佐賀に関連深い大手エネルギー関連事業者である三愛石油、地元 LP 事業者数社、地銀で設立。その後、三愛石油がパイプラインを敷設し、佐賀ガスへ天然ガスの卸供給している。 本年 4 月から供給約款分平均ガス料金単価が約 23% 値上げ。
H16・4	白根ガス(株) (新潟県白根市)	ガス卸供給元であった石油資源開発化(株)が白根ガスを設立。また、平成 17 年 6 月には近隣の燕市のガス事業譲渡を受ける。
H16・4	篠山都市ガス(株) (兵庫県篠山市)	大阪ガスと伊丹産業が共同で篠山都市ガスを設立。伊丹産業の主要事業はプロパン会社ではあるが、平成 13 年 7 月に西脇市からガス事業譲渡を受け、都市ガス事業の実績があった。 ※別紙「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告－」参照
H16・10	豊岡エネルギー(株) (兵庫県城崎町)	大阪ガスが事業譲渡を受け、豊岡エネルギーを設立。
H17・4	長野都市ガス(株) (長野県長野市)	東京ガス、上田ガス、帝国石油がグループで長野都市ガスを設立。長野都市ガスには事業譲渡に伴い資本金の 8% を長野県が出資している。帝国石油は、譲渡前からパイプラインで天然ガスの卸供給している。 ※ 別紙「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告－」参照

(3) 事業譲渡-プロポーザル方式-基本条件

事業譲渡	概要	基本条件				
<p>四街道市 ↓ 千葉ガス(株)</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地及びガスホルダー、導管、ガスメーターなどガスを供給するために必要な設備など</li> </ul> <p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本条件などを満たしている東京ガス(株)と千葉ガス(株)を指名</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス事業の公益性を認識し、事業に精通した者であること</li> <li>2. 将来にわたって安定した経営基盤により、安全・安定供給が可能であること</li> <li>3. 高い保安体制と需要家サービスが充実していること</li> <li>4. 料金は等分の間、現行の水準を上回らないこと</li> <li>5. 指定工事店に対し、積極的な支援が可能であること</li> <li>6. 計画的施設設備及び都市ガスの普及促進が図られること</li> </ol> <p>※追加要因検討事項</p> <table border="0"> <tr> <td>1.地震災害時の対応</td> <td>2.市民への利便性</td> </tr> <tr> <td>3.均一な市民へのサービス</td> <td>4.市への貢献度</td> </tr> </table>	1.地震災害時の対応	2.市民への利便性	3.均一な市民へのサービス	4.市への貢献度
1.地震災害時の対応	2.市民への利便性					
3.均一な市民へのサービス	4.市への貢献度					
<p>越前市 ↓ 敦賀ガス(株) 関西電力(株) グループ ※H18.6 譲渡予定</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般ガス事業及び簡易ガス事業の全部</li> </ul> <p>※ 流動資産、固定資産</p> <p>【譲渡価格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流動資産を除く資産譲渡価格は、24億円を下らない額とする。</li> <li>流動資産譲渡価格は、譲渡日価格で精算。</li> </ul> <p>【募集資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者又はグループの構成員のいずれかに、一般ガス事業又は簡易ガス事業の事業実績があること。また、市内の企業が参加していることなど</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保安体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の円滑な譲り受けと、安全で安定したガスの供給維持が可能であること</li> <li>・ 製造供給設備及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと</li> <li>・ 計画的施設整備を継承すること</li> </ul> </li> <li>2. 需要家の利益保護に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益事業者として健全な事業運営を維持できるとした経営基盤を有すること</li> <li>・ ガス料金が、当分の間現行料金を上回らないこと（不測の場合を除く）</li> <li>・ 需要家の利便性が保たれること</li> </ul> </li> <li>3. 経営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業開発の実績を有し、ガスの新しい利用形態の普及に取り組むこと</li> <li>・ 環境保護への積極的及び継続的な取り組みを行うこと</li> <li>・ 新会社の設立又は支店等の設置に当たっては、その所在地は市内とすること</li> </ul> </li> </ol>				
<p>北見市 ↓ 北海道ガス(株)</p>	<p>【譲渡資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産</li> </ul> <p>※ ガス工場用地については有償貸与</p> <p>【譲渡価格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産、流動資産などを勘案し、双方で協議し決定</li> </ul> <p>【募集資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応募者又はグループの構成員のいずれかに、一般ガス事業又は簡易ガス事業の事業実績があることなど。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ガス事業の公益性を認識し、将来にわたって安定した経営基盤により安全・安定供給が可能であること</li> <li>2. 事業活動を通じて、住みよい、豊かな地域・社会づくりに貢献し、地域産業の活性化、雇用の創出等を図れること</li> <li>3. 顧客の利益保護のため、安定供給及び保安体制が現行水準を下回らないこと</li> <li>4. 熱量変更を行う道内ガス事業者間で締結された「熱量変更作業共同化協定書」の趣旨を尊重し、天然ガス転換事業を推進すること</li> </ol> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡後の瑕疵担保責任は、負わない</li> <li>・ 市道道路占用料を譲渡後5年間減免</li> <li>・ 3年程度、指定業者への配慮することを要望</li> </ul>				

長野県 ↓ 東京ガス(株) グループ	資料6 先行事例の調査報告書 「久留米市ガス事業検討委員会資料－現地調査報告（長野県企業局）－」に記載
-----------------------------	--